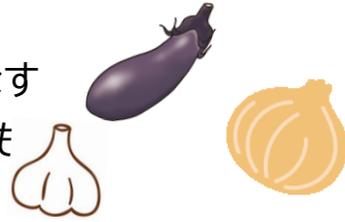
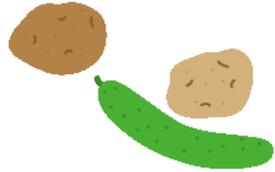


8月学校給食予定献立表

かつらぎ町教育委員会

今月の生産者さん

宮本さん…青ねぎ・にんにく・なす
 小柳さん…きゅうり・じゃがいも
 阪口さん…たまねぎ



※献立および献立表について※

都合により、献立もしくは食材を変更する場合があります。

変更した場合は学校へ連絡いたします。



給食では毎日、牛乳がつきます。

また、メニューに応じて箸もしくはスプーンがつきます。



金

25

☆コッペパン	876
☆白身魚フライ	1こ
☆白身フライ(冷凍)	60 米ぬか油
☆ココロサラダ	
きゅうり	15 砂糖・上白糖
コーン・冷凍	10 ☆しょうゆ(こいくち)
☆えだまめ・冷凍	10 塩(食塩)
酢・米酢	1.8 オリーブ油
こしょう(黒)	0.02
●貝だくさんスープ	
キャベツ	20 しめじ(ほぐしめじ)
にんじん	10 ☆しょうゆ(うすくち)
たまねぎ	30 ☆コンソメ(顆粒)
マッシュルーム	5 こしょう(混合)
ひよこまめ(ゆで)	5 米ぬか油

28

777

●麦ご飯	
●豚肉のおろし丼	
豚もも・赤身(大型)	60 酒・純米酒
たまねぎ	40 砂糖・上白糖
にんじん	10 みりん(本みりん)
青ねぎ	5 ☆しょうゆ(こいくち)
大根おろし(冷凍)	30 ☆一味唐辛子
大根	10 米ぬか油(ポトル)
しょうが	0.5
●きゅうりとわかめの酢の物	
きゅうり	30 酢・米酢
☆カットわかめ	1 砂糖・上白糖
ごま(いりごま)	0.5 ☆しょうゆ(うすくち)
☆ソファール元気ヨーグルト	1個
☆ミニフィッシュ	1袋

29

781

●麦ご飯	
●冷やしうどん	
☆うどん(冷凍)	50 オクラ
きゅうり	15 米ぬか油
もやし(ブラックマッパ)	10 ☆しょうゆ(こいくち)
にんじん	10 氷(食用)
☆ハム(ロース)	5
☆さつまも天ぷら	1個
☆さつまも(天ぷら・皮つき)	40 米ぬか油
☆小魚佃煮	1袋

30

854

●ご飯	
●マーボー厚揚げ	
☆厚揚げ	40 ☆中華だしの素
豚ひき肉	40 砂糖・上白糖
たまねぎ	60 酒・純米酒
にんじん	15 ☆トウバンジャン
にら	5 ☆テンメンジャン
しょうが	0.2 ☆かたくり粉
にんにく	0.2 米ぬか油(ポトル)
☆みそ(米) 赤色辛みそ	3
☆みそ(米) 淡色辛みそ	2.5
●パンサンスウ	
きゅうり	20 ☆しょうゆ(こいくち)
にんじん	5 ☆ごま油
キャベツ	10 酢・米酢
砂糖・上白糖	1.8 ごま(いりごま)
☆焼売	3個

31

773

●ご飯	
●鯖の塩焼き	
さば	1切 塩(食塩)
●きゅうりの昆布和え	
きゅうり	30 ☆塩昆布
にんじん	5 酢・米酢
●豚汁	
豚もも・赤身(大型)	15 こんにやく・突き
☆油あげ(きざみ)	5 こまつな(冷凍)
青ねぎ	5 ☆みそ(米) 淡色辛みそ
かぼちゃ(冷凍)	15 ☆だしパック
たまねぎ	15 米ぬか油(ポトル)



買い物のとき、「手首の運動」していますか？

学校給食で使用する食品を選ぶとき、とくに加工品については「食品表示」をよく見て選定をしています。食品表示はたいい、商品の裏側や側面に小さな文字で書かれていますね。ですから商品くるっと回さないと、食品表示を見ることはできません。そこで...

手首を回すのです



手首をくるっと回転させて商品の裏側を見てください



2020年から、新食品表示制度に完全移行しました！

2015(平成27)年、それまでのJAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に関する部分がまとめられ、食品表示法が施行されました。2020(令和2)年から完全実施になっています。大きなポイントは4つです。

●すべての加工食品に原材料の産地が表示されます*

野菜や肉、魚の産地表示は当たり前になりました。新制度では、すべての加工品が対象になり、一番重い原材料の産地や製造地、国名などが表示されます。

●アレルギー表示のルールが整えられました

これまでは「特定加工食品表示」といって、「マヨネーズ」と書く、「卵」と記載する必要はなかったのですが、2020年からはマヨネーズの場合は、「マヨネーズ(大豆・卵を含む)」などの表示になっています。また添加物にも「グルテン(小麦由来)」などアレルギーが表示されています。

●加工食品の栄養成分表示が義務化されました

食品関連事業者に対し、原則、すべての消費者向けの加工食品と添加物への栄養成分表示を義務付けました。

●「特定保健用食品」「栄養機能食品」に加え、新たに「機能性表示食品」が誕生しました

「特定保健用食品(トクホ)」—健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、国が審査を行い、消費者庁が許可した食品。

「栄養機能食品」—すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定量含む食品で、国が定めた表現によって機能性を表示した食品。

「機能性表示食品」—事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。販売前に消費者庁長官に届け出を行い、安全性や機能性の根拠が消費者庁のWebサイトで公表される。

